

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 5 条に基づく
セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（案）

平成 31 年 3 月
環境省自然環境局

1 セイヨウオオマルハナバチは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防
2 止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）に基づき平成
3 18 年 9 月に特定外来生物に指定されたが、当時、セイヨウオオマルハナバチが
4 農業現場において既に広く利用されていたことから、当該指定以前から農業を
5 営んでいた者が当該種を利用する場合は、特定外来生物による生態系等に係る
6 被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以
7 下「規則」という。）第 3 条に定める「生業の維持」の目的に該当するものと
8 し、法令で定める基準に適合した施設において飼養、保管又は運搬（以下「飼
9 養等」という。）すること等を要件として、法第 5 条に基づいて許可してきた
10 ところである。このため、当該指定後もセイヨウオオマルハナバチの利用が継
11 続され、近年は、特定外来生物指定当時を上回る年間約 6 万群が国内で流通し
12 ている状況にある。

13 一方で、在来種であるクロマルハナバチが代替種として生産・販売され、近
14 年流通が増えてきた実績があることから、平成 29 年 4 月に、専門家、マルハナ
15 バチ販売事業者及び国民からの意見公募を踏まえて、農林水産省とともに「セ
16 イヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針（平成 29 年 4 月 21 日公表。以下
17 「利用方針」という。）」を策定した。利用方針では、セイヨウオオマルハナ
18 バチを利用し続けることによる生態系への悪影響を再確認するとともに、代替
19 種としての在来マルハナバチ類の適切な利用の促進を図り、セイヨウオオマル
20 ハナバチの総出荷量（北海道を除く）を 2020 年までに半減することを目指す
21 の目標を掲げた。

22 このような状況の変化を踏まえ、今般、法第 5 条に基づくセイヨウオオマル
23 ハナバチの「生業の維持」の目的での飼養等の許可の運用を以下のとおり変更
24 する。

26 1. 農業を営むための利用において許可の対象となる者

27 利用方針において利用可能な代替種が開発済みとされた本州、四国及び九
28 州（在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島やその他の島嶼部を除く。）
29 においては、平成 18 年 9 月の特定外来生物指定以前から農業を営んでいた者
30 であっても、これまでセイヨウオオマルハナバチを利用していなかった者が
31 新たに当該種を利用する場合にあっては、原則として規則第 3 条に定める「生

1 業の維持」の目的には該当しないこととし、法第5条の飼養等の許可の対象
2 としない。

3 なお、以下の場合については、積極的に代替種への転換を勧奨するものの、
4 許可の対象とする。ただし、①及び②については、申請者が規模拡大のため
5 に飼養数の増大を希望する場合には、すぐに転換ができないことを示す理由
6 や飼養数を増大させなければならない理由を十分確認するとともに、転換に
7 向けた計画等の提出を求め、個別に審査する。

8 ① 従前に許可を得て当該種を利用していた者が継続して当該種を利用す
9 る場合

10 ② 従前に許可を得て当該種を利用していた者と一体として業を営んでい
11 たと見なされる者（注1）が、土地や施設とともに（注2）当該許可の内容
12 を引き継いで当該種を利用する場合

13 注1：二親等以内の親族、生計を同一にしていたことを確認できる者 等

14 注2：親族以外の場合は、土地の利用に係る権利の移転を証する書面を確認
15 することとする

16 ③ 許可を得て当該種を利用していた法人の事業を承継又は分割する場合
17 であって、当初の法人を後継する法人若しくは個人であること、又は元々
18 その法人の一部であること等により同一性が認められ、かつ従前に認めら
19 れていた総量を超えない範囲で利用する場合

20
21 また、利用方針において利用可能な代替種が未開発とされた北海道及び引き
22 続きリスク評価が望まれる在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島やその他
23 の島嶼部においては、代替種が開発され利用可能となるまでの間に、指定以前
24 から農業を営んでいた者がセイヨウオオマルハナバチを新たに利用する場合に
25 ついては、従前通り許可する。

26 27 2. 輸入または生産して販売する者の許可の対象となる数量

28 法第5条の飼養等の許可を受けてセイヨウオオマルハナバチを輸入又は生
29 産して販売している事業者が当該許可の更新の申請をする場合にあっては、
30 当該許可証に記載の事項のうち「飼養等をする数量」は、直前の許可の期間
31 内に現に販売した数量を証明する書面に基づき、当該数量の範囲内に限り、
32 規則第3条に定める「生業の維持」の目的に該当するものとし、法第5条に
33 基づき飼養等を許可する。

34
35 3. 上記1. 及び2. の取扱いは、予め地方環境事務所及び自然環境事務所、
36 並びに都道府県宛に通知し、2019年9月1日以降に申請されたものから適用
37 する。

1

2 4. また、許可の範囲は今後以下のように運用し、クロマルハナバチ等への転
3 換を促していく。

4 ① 2022年4月1日以降は、上記1. の①及び②に定める場合の申請につ
5 いては、従前の許可の数量の範囲内に限り、許可の対象とする。

6 ② 将来的には、代替種の開発状況や利用状況等を踏まえ、利用方針の点
7 検や目標の見直しを行うとともに、法第5条の飼養等の許可の運用につ
8 いて「生業の維持」の目的に該当する場合をより限定するなど、更なる
9 見直しを検討する。